

 民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

7

2022

July

特集

地域ぐるみで備える災害対応 ～災害対策基本法の改正と 民生委員・児童委員活動～

- 支える・つながる仲間
認知症になっても安心して暮らせる社会をめざして
公益社団法人 認知症の人と家族の会
- 全民児連だより
「民生委員・児童委員の日」に
岸田首相が視察・車座対談
- 人権について考える
同和問題を考える①

地域ぐるみで 備える 災害対応

災害対策基本法の 改正と 民生委員・児童委員活動

近年、地震や豪雨災害、さらにはそれらに伴う土砂災害が多発しています。そうしたなか、地域での防災・減災への体制づくりにおける民生委員・児童委員の協力については、地域の実情を踏まえつつ、慎重かつ十分な検討が必要な課題となっています。そして、その際には、平常時からの備えとともに、発災時には委員自身の安全の確保がなにより大切です。全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）では、災害時における民生委員・児童委員活動の考え方や留意点を整理した「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を平成31年に作成し、現在、令和3年5月の災害対策基本法改正などをふまえた改正作業を行っています。

本号では、災害対策基本法改正のポイント紹介や、平常時から市町村をはじめとする地域ぐるみでの災害に備える体制づくりについて、とくに関係者と連携・協力することの重要性を再確認します。

（文責：全民児連事務局）

近年、全国的に大規模災害が多発しています。とくに夏の時期は、台風や線状降水帯の出現などによる短期集中的な豪雨で多くの水害が発生しています。令和3（2021）年8月には、西日本を中心に全国各地で記録的な大雨となりました。そのなかにあつて強い使命感ゆえに高齢者の避難支援にあたった民生委員・児童委員（以下、民生委員）が犠牲になる痛ましいできごともありました。

これを受け、厚生労働省は同年8月16日、都道府県・指定都市・中核市に対し、事務連絡「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」を发出了しました。そのなかでは、「大雨等の災害により自治体から避難情報（警戒レベル）が発令されている地域においては、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することとを前提としつつ、避難情報が発令中に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要がある場合には、民生委員自らが対応する

のではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要」としています（傍線は全民児連事務局）。

令和3年災害対策基本法の改正

国は、相次ぐ大規模災害を受け、災害対策基本法を令和3（2021）年5月に改正しました。

この改正は、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）等において、既存の「避難勧告」、「避難指示」の相違や、行政による避難情報が分かりにくいといった課題が顕在化したことに加え、避難をしない、もしくは避難が遅れたことによる被害、さらには豪雨・浸水時の屋外移動中の被害などが多数発生したことを受けたものです。

改正法では、避難勧告・避難指示の一本化（ひろば2021年10月号情報室「新たな避難情報」にて詳報）や、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることなどが規定されました。

個別避難計画と民生委員活動

今回の改正で市町村の努力義務となった「個別避難計画」とは、避難行動要支援者名簿に掲載された者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、名簿掲載者ごとに実際の避難を支援する者等をあらかじめ定めるものです。

法改正にあわせて内閣府（防災担当）が令和3（2021）年5月に改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、個別避難計画は市町村が主体となり作成されるものとしたうえで、実効性ある計画とするためには、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種（専門職）団体、企業等、さまざまな関係者と連携して取り組むことが必要としています。これに関連して、民生委員には、個別避難計画作成の際に必要なとなる本人同意の取得などにおいて、介護支援専門員や相談支援専門員

などとともに関与することが期待されています。

ただし、こうした同意取得への協力により、「災害時には民生委員が来てくれる」という誤解を生じさせてしまう可能性もあり、そうではないということをあらかじめはつきりと伝えることが大切です。

地域の災害対応における民生委員の役割

消防庁「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査」（令和3年3月30日）によると、令和2（2020）年10月現在、全国の91・8%の市町村で、「平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供先」として民生委員が挙げられています。しかし、留意すべきことは、名簿情報の提供を受けることが発災時に民生委員が要支援者を救助する役割を担うということではないことです。

豪雨災害などで自治体から避難情報が発令されている時や、地震など予測不能な災害の発生時など

に、民生委員がとるべき行動は、何より自分自身と家族の安全を最優先に確保することです。避難情報発令の有無に関わらず、身の安全が確保できない時は活動すべきではありません。

民生委員には、避難生活期や復興期に「支援を必要とする人に、必要な支援が届くよう支援する」という大切な役割があります。この役割を担うためにも、避難情報

発令中などに災害時要援護者等に対する見守り等の活動を行う必要がある場合も、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を市町村に伝達する（つなぐ）ことが重要です。強い使命感をもつ民生委員だからこそ、つい無理を

しまいがちですが、その先の大切な役割を見据えて、発災時は身の安全の確保を最優先しましょう。

そのためにも、平常時から町内会や自主防災組織などと連携し、要支援者の身近なところで避難のための協力者（支援者）を確保するとともに、本人や家族に対して、

発災時に民生委員が救助に行くものではないことをはつきりと伝え、理解していただくことが重要です。

災害の状況に応じた委員自身の避難行動

地震後、津波被害が想定される沿岸部などでは、できる限り早期に安全な場所に避難する「率先避難」が大切です。

率先避難とは、「自らが率先して避難行動をとれば、その姿を見て周囲の人びともついてくる。そのことによって、結果として多くの人びとの命を救うことにつながる」という考え方です。

台風や豪雨災害など、事前に被害が想定され、避難所が開設される場合などでは早期避難が有効です。一方で、夜間など周囲が暗い時間帯に移動することがかえって危険となる場合もあります。また、堅牢な建物の上層階に避難する「垂直避難」が有効な場合もあります。

「災害」といっても、多くの種

類があります。例えば地震では山間部と沿岸部では状況が違いますし、台風や豪雨災害も河川からの距離や傾斜地などの立地状況によって想定される被害は異なります。また、さまざまな要因が複合することもあり、災害の種類や時間帯（明るい日中や暗い夜間など）、立地状況などで適切な行動は異なります。

地元自治体によるハザードマップや避難所の開設基準、場所などを平常時から確認しておき、どの段階で、どういった避難行動をとることが有効かをあらかじめ民児協内で確認するとともに関係機関等と共有することが大切です。

地域のつながりの構築

東日本大震災以後の被災地において共通して明らかになったこととして、大規模災害時は民生委員自身も被災者であり、委員同士の安否確認が難しいこと、発災時に民生委員ができる支援活動は、寄せられる期待に対して限定的であるということなどがあります。

しかし、災害対策基本法において避難行動要支援者名簿情報の提供先のひとつとして民生委員が挙げられていることや、法制化に先立つ形で民児協が災害時要援護者台帳等の作成を行っていたこと、高齢化に伴う地域の担い手不足、自主防災組織の組織化の遅れなどもあいまって、民生委員に対して防災・減災に関して過度な期待が寄せられているといった民児協関係者からの指摘があります。

民生委員は災害対応の専門家ではなく、地域で生活する住民のひとりであることから、多くの役割を担えるものではありません。

災害対策基本法でも、地域の多様な関係者の連携協働による取り組みを求めている、災害に備えて、民生委員だけでなく、地域ぐるみで取り組むことが不可欠です。

今日、人間関係の希薄化や单身世帯の増加などの社会の変化に伴い、地域のつながりは弱くなっています。一方で、近年、これまで災害が少ないと考えられていた地域でも大規模災害が発生しており、

住民の防災に対する意識が高まるとともに、地域のつながりの必要性があらためて認識されています。防災を入口として、住民相互のつながりを強めることは、防災力を高めるだけでなく、地域のもつ力を高めることにもなり、人びとが支えあう地域共生社会づくりにも有意義といえます。

災害に備える 民生委員・児童委員活動10か条

全民児連では、災害に備え、すべての民生委員、民児協事務局や関係者が日頃から意識し、確認すべき事項を「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」として策定しています（最新版は平成31年三次改正・改題版）。

そのなかでも、とくに重要なポイントを「10か条」としてまとめられています（次頁参照）。

これまで記してきたように、災害への備えや対応は、災害の種類や地域の状況によってさまざまです。それゆえ、指針で示す基本的な考え方を踏まえつつ、地域の実

情に即した民生委員、民児協としての考え方をそれぞれで整理していただくことがきわめて大切です。そして、整理した考え方を行政等に伝え、可能な範囲での協力を検討するとともに、地域住民の命や暮らしに責任をもつ行政として災害への準備を整えるよう働きかけることが大切です。

災害指針の 改正について

全民児連では、現在、災害指針の改正に向けて検討を行っています。

今回の見直しでは、災害対策基本法の改正内容の反映や、災害のフェーズに応じた10か条の内容等の見直しのほか、委員自身や家族の安全を最優先とすることの重要性をあらためて強調することなどを予定しています。

定例会で
話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

①避難情報発令中などに見守り等の活動を行う必要がある場合、また、避難支援への要請が住民からあった場合のつなぎ先となる自治体等の連絡先を、自治体担当者も交えて確認し、共有しましょう。

②本特集の内容、地域の実情などを踏まえ、日頃からの備えや発災時にどのように行動するか、話しあってみましょう。

災害に備える民生委員・児童委員活動10か条

(平成31年3月策定)

第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

※発災から一定の時間が経過するなど、自らが被害を受けることが想定されない状況となっていることが大切です。身の安全が確保できない時は活動すべきではありません

第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む

第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

※「災害時」とは、発災時やその直後のみを指しているのではなく、避難生活期、復興期までを含めています

第5条 民児協の方針を組織として決めておく

第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく

第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける

第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

災害対策基本法

関連用語 解説

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

避難行動要支援者

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者。

避難行動要支援者名簿

市町村(長)にその作成が義務付けられている名簿。

地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置(避難支援等)を実施するための基礎情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等の連絡先、避難支援等を必要とする事由など)が記載された名簿。

個別避難計画

市町村(長)にその作成が努力義務とされている計画。

地域防災計画の定めるところにより、同意が得られた避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するために個別に定める避難計画。

避難支援等関係者

災害の発生に備えて市町村(長)が協力を求める者で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者などをさす。

避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について具体的な避難支援等を実施する者をいう。

認知症になっても 安心して暮らせる社会をめざして

公益社団法人 認知症の人と家族の会

1. 認知症の人と家族の会とは

公益社団法人 認知症の人と家族の会(以下「家族の会」)は昭和55(1980)年1月に結成した会員約1万人、47都道府県に支部がある認知症の当事者を中心にした団体です。結成当時、認知症は痴呆症とよばれていました。医療や福祉に関する情報や制度はほとんどなく、病気のこともどのように介護したらよいかなど分からず、家族は困りはてていました。新聞に掲載された「呆け老人をかかえる家族の会」の記事を読んだ全国から90名の介護家族が京都に集まり活動が始まりました。認知症の人や、介護家族の当事者、専門職、認知症に関心のある方などとな

でも入会できます。

2. 活動紹介

活動の中心は、認知症の人やその家族、支援者が集まっでの交流や、介護やサービスなどの情報を交換する「つどい」、「会報の発行」、介護経験者が相談員となる「電話相談」が活動の中心です。

また、介護保険制度をはじめとする制度の周知や認知症への理解促進など、認知症になっても安心して暮らせる社会をめざす活動を行っています。国への要望活動は結成以来80回以上に及びます。毎年9月21日は世界規模での認知症啓発の日「世界アルツハイマーデー」で、全国で認知症啓発のリーフレットを街頭配布したり、各地の城やシンボルタワーなどのライ

トアップを、行政や企業などと協働で実施しています。

3. 認知機能の低下による 生活の支障と家族の気づき

少子高齢化、家族構造の変化で、ひとり暮らしの高齢者は増えていきます。認知症は、高齢になるほどその発症率は高くなります。

認知症は日常生活に支障をきたす病気です。同じものを何度も買い冷蔵庫にはうどん玉がいっぱい、整理判断がつかず、室内は物が散乱しているなど、家の中で起こっていることは外部の人には分かりにくいことです。一人で住む家族の元へ、時どきの訪問では、冷蔵庫の中を見たりはしませんし、室内がいつもより物であふれていても本人が「体調が悪かったから」といわれれば、認知機能が低下しているとは思いません。本人も家族の訪問時には、うれしさからしっかりといて、家族は異変に気づかないことが多いです。

4. 民生委員・児童委員への期待

ゴミ出しの日や、出す内容をよ

く間違える、車のすり傷が増え、危険な運転をしているなどは認知機能低下を疑う状況です。こうした状況に気づいたら、家族や地域包括支援センターなどに連絡していただければ、早期発見・早期対応ができます。

また、認知症の方の介護などに悩まれている家族には当会のご紹介をお願いします。家族は、今までと違う行動など変化した認知症の人を介護していくことに、つらさや切なさ、悲しみ、悩みを抱えています。同じ介護をする介護仲間と話すことで、気持ちが楽になります。「つどい」はそのような場です。全国の支部で開催し、ホームページで案内しています。また、ホームページでは、認知症を理解するためのさまざまな冊子や動画も紹介しています。

民生委員・児童委員と「家族の会」がこの紙面を通じてつながっていくことを望みます。

「認知症の人と家族の会」

<https://www.alzheimer.or.jp/>

「民生委員・児童委員の日」に

岸田首相が視察・車座対談

「民生委員・児童委員の日」の5月12日(木)午前、岸田文雄内閣総理大臣(以下、首相)は、東京都内の民児協活動の視察および民生委員・児童委員(以下、民生委員)との車座対談を行いました。

中央区の新川児童館を会場に、地元民児協の協力のもと行われている子育てサロン活動の視察とともに、全民児連の得能会長、寺田副会長のほか、サロン運営に協力している地元の民生委員5名を加え、後藤茂之厚生労働大臣の司会により車座対談が行われました。

「民生委員・児童委員の日」に首相が、民児協の活動の視察などを行うのは初めてのことです。

冒頭、岸田首相からは、民生委員の活動環境づくりが大きな責任であるとの発言がありました。車座対談は、後藤厚生労働大臣の司会で、①民生委員としてのやりがい、

②地域住民との関係づくりで留意していること、③学校との関係などの質問があり、それぞれ地元民生委員が答える形となりました。その後、全民児連・得能会長からのまとめの言葉として、

●「民生委員・児童委員の日」に視察、懇談の機会を設けていただいたことへの感謝

●人口構造や世帯構造の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大、相次ぐ自然災害のなかでの民生委員活動の多様化

●制度創設100周年を超えた今も、「誰もが笑顔で安全に安心して暮らせる社会づくり」をめざし、活動を続けていること

●そして、その委員活動の源泉は、厚生労働大臣からの委嘱であることによる「誇り」と「使命感」にあること

などを伝え、いっそうの理解と支

援を要望しました。

岸田首相からは、コロナ禍の厳しい状況のなかでも地域を支えるために活動が続けている民生委員への感謝を述べるとともに、「民生委員活動が、思っていた以上に多様であった」として、「委員の皆さまが地域でさらに活動しやすくなるよう、政府としてひとつずつ取り組んでいきたい」との言葉がありました。



子育てサロン「あかちゃん天国」の利用者と関係者

また、視察後の車座対談に関する岸田首相の記者会見では、国会におけるこども家庭庁の法案審議を引き合いに、政府としては今後、この法律を成立させてほしいと思っていること、そしてこども家庭庁がスタートしたならば、そのリーダーシップのもとで、全国の市町村にこども家庭センターを展開するとともに、子育て世帯への訪問事業などの新しい事業への取り組み等を通じて、子どもたちや子育て世代への支援を充実していきたいとの考えを示しました。



車座対談での得能会長(左)と岸田首相(右)

人権について考える



同和問題を考える①

公益財団法人東京都人権啓発センター

同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や、歴史的、社会的に形成された人びとの意識に起因する差別が、さまざまなかたちで現れている人権問題です。

封建時代において、えた、ひになどと呼ばれていた人びとは、武具・馬具や多くの生活用品に必要な皮革をつくる仕事や、役人のもとで地域の警備を行うなど、生活に欠かせない役目を担っていましたが、住む場所、仕事、結婚、交際などの面で厳しい制限を受け、差別されていました。それらの人びとが、住まわされていた所が「同和地区（被差別部落）」、それらの人びとに対する差別は「部落差別」といわれています。

同和問題の歴史

日本社会における身分制度の成立・変遷は不明な点が多く、研究が継続中

ですが、中世においても差別された人びとが存在していたことが伝えられています。

明治4年(1871)年、明治政府は、太政官布告による「解放令」を出しました。これにより被差別部落の人びとは、封建時代のもとで受けていた身分差別から制度上は解放されることになりました。しかし、単に蔑称を廃止し、身分と職業を平民と同様にすることを宣言したにとどまり、差別と貧困から解放されるための実質的政策は伴いませんでした。大正11(1922)年、全国水平社の創立大会が開催され、そこで採択された「水平社宣言」をきっかけとして、全国の被差別部落の人びとは団結し、差別をなくすために立ち上がりました。

第二次世界大戦後、さまざまな改革や運動のなかで、同和問題の解決のためには、国の総合的な施策が必要だとする考え方が高まってきました。昭和

40(1965)年に国の同和対策審議会により「同和対策審議会答申」が出され、同和問題は憲法の基本的人権に関わる問題であるという考えが示されました。生活環境の改善、教育文化の向上などの対策を求めたこの答申を具体化するため、昭和44(1969)年から昭和57(1982)年までの13年間にわたり「同和対策事業特別措置法」が施行されました。この間の対策により、物的な基盤整備が急速に進展するなど大きな成果を挙げました。

その後も、法律の延長と新しい法律の制定により、解決のための努力が続けられました(近年の事案については次号で取り上げます)。

※東京都総務局人権部人権施策推進課「みんなの人権—人権問題の理解のために」令和3(2021)年9月および東京都総務局人権部人権施策推進課「明るい社会をめざして—同和問題(部落差別)の理解のために—」令和3(2021)年9月を基に東京都人権啓発センターが作成しました。

民鏡



星 禮子

宮城県民生委員児童委員協議会
本紙編集委員

▼ 毎ハウスが立ち並ぶ田園風景にトラクターや田植機が活発に動いている五月である。太平洋を臨むと後光が差すような太陽が光輝き、西を眺むると、残雪の残る蔵王連峰がそびえ、木々が緑に映えて美しい。早春には梅・桃・桜の花、庭には福寿草・水仙・パンジー等の花々が咲き眼を楽しませてくれる自然豊かな町で生活していることに感謝している。▼ しかし、10年前には東日本大震災に遭遇し、沿岸部は人家まで流され全国各地よりご支援を頂き復興の歩みが続けているところ、昨年の2月に震度5強の揺れに見舞われ、今年3月には震度6強の地震である。揺れの大きさに怯え、避難を余儀なくすることになる。明るくなるのを待ち、担当地区に安否確認の訪問をする。災害はいつ来るかわからないので恐怖であり、常日ごろの心の準備が大切であると考えている。今は3年目のコロナ禍で活動が自粛されている。年輩いた人々は外出が思うようにできず話相手が必要としている。早くコロナ禍が収束し近くで活動ができることを願っている。会員が情報を共有し地域の皆様が安心安全に生活できるように心配りをしていきたい。

民生委員・児童委員の

ひろば 7 月号 2022 JULY

令和4年7月1日発行

(毎月1回1日発行)第829号

昭和31年5月18日

第三種郵便物認可

●発行所／全国社会福祉協議会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2

電話03-3581-6747

●発行人／松島 紀由

●編集人／熊坂 淳

●定 価／1部10円(購読料は会費に含む)

ホームページを
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ
をご覧くださいためには、次の
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの
ご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ
全国民生委員互助共励事業のホームページ

お知らせ

令和3(2021)年に災害対策基本法が
改正されたことに併せて、

「避難情報に関する
ガイドライン」

が改定されました。



避難情報に関するガイドライン



全民児連 で検索
互助共励 で検索

